

消防広報



なっかいた

第44号

2022(令和4)年

2月



中城北中城消防組合

〒901-2314 北中城村字大城 404 番地

TEL 098-935-4747

FAX 098-935-3338

URL <https://www.nakakita-fd-okinawa.jp>

消防長挨拶

中城北中城消防本部消防長 城間 昌彦

令和四年の輝かしい新春を迎えて、村民の皆様に謹んで新年のお慶びを申し上げます。

また、平素から消防行政の円滑な推進に格別のご支援とご協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

新年早々、昨年を上回る急激な新型コロナウイルス感染者の増加に気をもむ毎日ですが、引き続きこれまで通りの感染対策をお願いいたします。

さて、昨年の災害を顧みますと、二月に福島県沖地震、震度六強をはじめ各地で震度五弱以上の地震が八回起き、七月、八月の集中豪雨では、各地で河川の氾濫や土石流が発生し、多くの死傷者が出了ました。特に静岡県熱海市で起きた土砂災害は、記憶に新しいものです。また、地球温暖化による海面水温の上昇により台風も二十二個発生しました。幸いにして沖縄本島の直撃は免れましたが、いつ「猛烈」な台風が襲来するかわかりません。それぞれの災害に対する事前の備えが大切です。

当消防本部の出動件数を見ると、救急が一八八九件（速報値）で増加傾向となつており、火災も二〇件（速報値）と増加しております。村民の皆様には、引き続き、救急車の適正利用及び「火の用

心」をお願いいたします。

消防の責務は村民の皆様の生命、身体及び財産を災害から守り安心・安全を維持向上させていくことにあります。しかし近年の災害は、自然環境の変化に伴い、強力で大規模化する傾向にあります。これらの災害に対応すべく日々研鑽を積み皆様の付託に応えられるよう職員一丸となつて取り組んでまいります。

結びに、本年が災害のない平穏な一年でありますとともに皆様のますますのご健勝とご多幸を祈念申し上げまして、新年のご挨拶とさせていただきます。

表彰

◆団員

永年勤続表彰20年
新垣 徳仁 団長
(中城村添石在住)



永年勤続表彰15年
伊集 信世 副団長
(中城村北浜在住)



◆職員

永年勤続表彰20年
黒田 雄也
(北中城村仲順在住)

令和2年度消防決算について

令和2年度の決算額は歳入が626,515千円、歳出が603,575千円であり、前年と比較すると歳入が86,260千円の16.0%増、歳出が69,320千円の13.0%増となった。

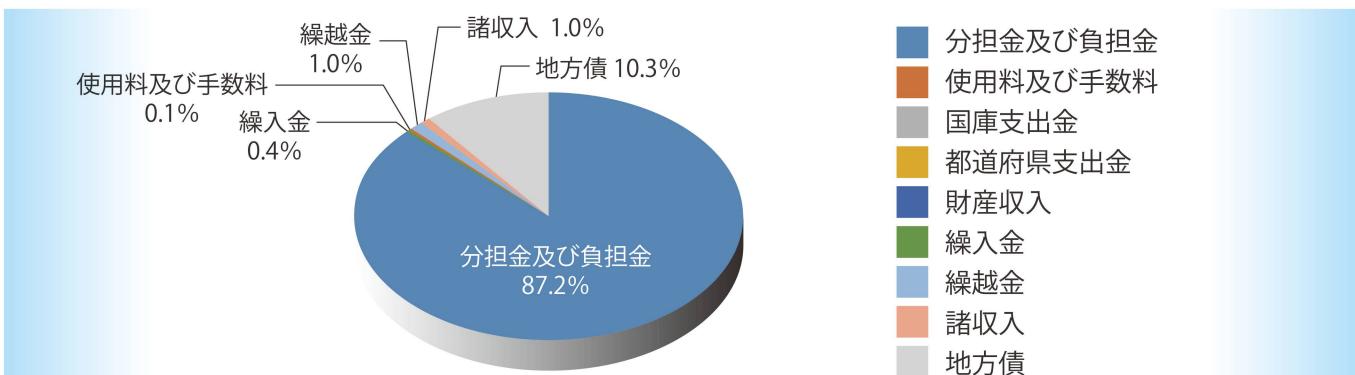
実質収支は、22,940千円で17,473千円の黒字となった。

財政調整基金は、2,468千円の取り崩しとなった。

歳出予算増額の要因は、地方債を活用しての消防ポンプ自動車更新整備事業、新型コロナウイルス対応地方創生臨時交付金を活用した感染症対応事業、職員数増加が挙げられる。歳入予算増額についても歳出と対比した要因において負担金や地方債が増額となった。

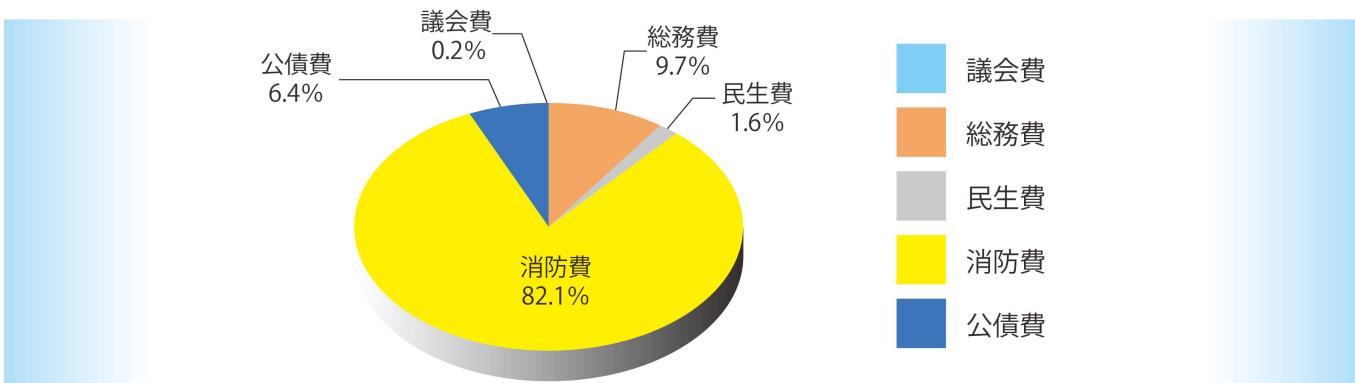
(単位：千円)

歳入決算	令和2年度 決算額 A	令和元年度 決算額 B	増減額 C=A-B	増減率(%) C/B*100	構成比(%) A/歳入合計
分担金及び負担金	546,078	511,310	34,768	6.8	87.2
使用料及び手数料	547	330	217	65.8	0.1
国庫支出金	0	427	△ 427	0.0	0.0
都道府県支出金	0	0	0	0.0	0.0
財産収入	260	8	252	3,150.0	0.0
繰入金	2,468	5,954	△ 3,486	△ 58.5	0.4
繰越金	6,000	6,127	△ 127	△ 2.1	1.0
諸収入	6,462	14,099	△ 7,637	△ 54.2	1.0
地方債	64,700	2,000	62,700	3,135.0	10.3
歳入合計	626,515	540,255	86,260	16.0	100.0



(単位：千円)

歳出決算	令和2年度 決算額 A	令和元年度 決算額 B	増減額 C=A-B	増減率(%) C/B*100	構成比(%) A/歳出合計
議会費	944	938	6	0.6	0.2
総務費	58,429	62,376	△ 3,947	△ 6.3	9.7
民生費	9,555	8,465	1,090	12.9	1.6
消防費	495,792	424,026	71,766	16.9	82.1
公債費	38,855	38,450	405	1.1	6.4
歳出合計	603,575	534,255	69,320	13.0	100.0



応急手当（窒息に対する対応）

今回は、緊急時の対応法として、窒息に対する対応を確認します。過去には中北消防管内でも窒息による事故が発生しています。今一度、緊急時の対応方法を確認しましょう。

気道異物による窒息

窒息とは、食べ物や異物により気道が完全に詰まって息ができなくなった状態です。まず大切なことは窒息を予防することです。飲み込む力が弱った高齢者などでは食べ物を細かくきざむ、小さな子どもの手の届く場所に物を置かないなどの工夫をしましょう。食事中にむせたら、口の中の食べ物を吐き出してください。異物が気道に入っても、咳ができる間、気道は完全には詰まっています。強い咳により自力で排出できることもあります。救助者は大声で助けを求めたうえで、できるだけ強く咳をするよう促してください。状態が悪化して咳ができなくなった場合には、119番通報に併せて以下の対応が必要です。

① 腹部突き上げ法

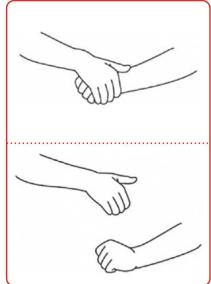
傷病者の後ろにまわり、ウエスト付近に手を回します。一方の手でヘソの位置を確認し、もう一方の手で握りこぶしをつくって親指側を傷病者のヘソの上方でみぞおちより十分下方に当てます。

ヘソを確認した手で握りこぶしを握り、すばやく手前上方に向かって圧迫するように突き上げます。

※腹部突き上げを実施した場合は、腹部の内臓をいためる可能性があるため、実施した際には救急隊にそのことを伝えるか、すみやかに医師の診察を受けさせることを忘れてはなりません。119番通報する前に異物が取れた場合でも、医師の診察は必要です。明らかに妊娠していると思われる女性や、高度な肥満者には腹部突き上げは行いません。

背部叩打のみを行います。

① 腹部突き上げ法



② 背部叩打法

立っている、または座っている傷病者では傷病者の後方から左右の肩甲骨の中間あたりを力強くたたきます。背部叩打法と腹部突き上げ法を交互に行い、反応がなくなった場合は、心停止に対する心肺蘇生の手順を開始します。

② 背部叩打法



③ 乳児に対する対応

反応がある間は頭側を下げて背部叩打と胸部突き上げを実施します。

③ 背部叩打と胸部突き上げ法(乳児)



背部叩打法

胸部突き上げ法

乳児では腹部突き上げは行いません。背部叩打では、片方の手で乳児のあごをしっかりと持ち、その腕に胸と腹を乗せて頭側を下げるようにしてうつ伏せに数回叩きます。胸部突き上げでは、片方の腕に乳児の背中を乗せ、手のひら全体で後頭部をしっかりと持ち頭側が下がるように仰向けにし、もう一方の手の指2本で両乳頭を結ぶ線の少し足側（胸骨の下半分）を力強く数回連続して圧迫します。

数回ずつの背部叩打と胸部突き上げを交互に行い、異物が取れるか、反応がなくなるまで続けます。

引用元 救急蘇生法の指針 2015 監修日本救急医療財団心肺蘇生法委員会 (厚生労働省)

宝くじの助成で地域の救命率向上に寄与！

中城北中城消防組合では令和3年度コミュニティ助成事業(消防団育成助成事業)の助成を受け、消防団活動備品(心肺蘇生訓練人形・AEDトレーナー)を整備しました。救命講習や救急法等の指導の際に活用します。

この事業は、宝くじの社会貢献広報事業として、地域のコミュニティ活動の充実・強化を図ることにより、地域社会の健全な発展と住民福祉の向上に寄与するための事業です。



中城出張所にシーサー寄贈！

令和4年1月25日、中城出張所に北中城村字安谷屋在住の陶芸家、山内米一氏(陶游窯)からシーサーの寄贈があり、入魂式が行われました。

寄贈にあたり山内氏から「このシーサーで住民の方々を火災や災いから守っていただきたい。」とお言葉をいただきました。

また同年2月1日、シーサー寄贈感謝状贈呈式が行われ、当組合管理者 浜田京介から感謝状の贈呈がありました。



▲入魂式



▲感謝状贈呈式



▲寄贈シーサー

新入団員



ひらの りょう
平野 亮
北中城村内在住・勤務
令和3年11月入団



きたやま あきよ
北山 章代
北中城村内勤務
令和3年12月入団



あらさき なり
新崎 韶
北中城村内在住・勤務
令和3年12月入団

昨年入団しました平野亮と申します。中城北中城消防本部に約11年間勤務していた経験があります。その経験を活かし、消防団員としても地域の皆さんと関わっていきたいと思い入団しました。よろしくお願いします。

昨年入団しました北山章代と申します。いつも地域や職場の皆さんに支えられて参りました。これからは消防団活動を通じて、少しでも地域の皆さんへ恩返しが出来ますように頑張りたいと思います。よろしくお願いします。

昨年入団しました新崎響と申します。消防団員としての知識や経験を積み、地域の皆さんのお役に立てるよう励んで参ります。よろしくお願いします。

危険な建物を公表しています

「違反対象物公表制度」とは、建物を利用する方が火災の危険性に関する情報を自ら入手し、その建物の利用について判断できるよう、重大な消防法令違反がある建物の所在地、名称、違反内容などを消防本部のホームページ(HP)で公表する制度です。



「公表制度の対象」となるのは、飲食店、物品販売店舗、就労継続支援事業所などの不特定多数の方や災害弱者が利用する建物で、「自動火災報知設備」、「屋内消火栓設備」、「スプリンクラー設備」の設置義務がありながらも設置していない建物が対象になります。

当消防本部においては、令和2年4月から運用を開始しています。令和4年1月20日現在、公表している建物は6件あり、その内訳は、南上原2件、和宇慶1件、喜舎場1件、島袋2件となっています。

自分や大切な人の命が火災の危険にさらされてしまうことのないよう違反対象物情報を積極的に活用していただきたいと思います。

詳しくは、「中城北中城消防HP」→「違反対象物の一覧」をクリック!!

違反対象物情報は各消防本部のホームページで公表されます。



旧規格の消火器 はもう使えない!??

共同住宅のお住まいの方! 店舗の従業員さん!! 必見です↓↓

2011年1月1日に消火器の規格省令が改正されたことにより、「旧規格」の消火器は2021年12月31日を過ぎたことで消火器として認められなくなり、急ぎ交換が必要となりました。



左のイラストを見て、ご自宅の消火器をチェックしてみましょう!!もし「旧規格」の表示がありましたら交換をお願いします。

アパートの居住者であれば管理人や不動産に、店舗職員であれば店長やオーナーに連絡してお伝えください!!

※一戸建て住宅にお住まいの方に義務はありません!!

消火器を安全に使用できる期限はおおむね10年です

見た目が新しく見える消火器でも、長い間設置していると経年で不具合が生じることがあります。メーカーが推奨する消火器を安全に使用できる期限（設計標準使用期限）は製造よりおおむね10年（住宅用消火器はおおむね5年）です。

「新規格」の消火器の本体には「設計標準使用期限」が書かれています。
これが書かれていない消火器は「旧規格」ですので、早めの交換を!!

ご不要になった消火器はお近くの販売店へ

ご不要の消火器は廃棄の窓口となる「特定窓口」（消火器販売店等）または「指定引取所」（メーカー営業所等）へお持ちください。

お近くの窓口は消火器リサイクル推進センターのホームページまたはお電話（03-5829-6773）でご確認できます。

消火器のリサイクルにご協力ください
●回収された消火器は、解体され各部材はリサイクルされています。
●当社では、消火器を適正に分別処理しあげにリサイクルされています。
●ご不具合になった消火器を処分される場合は、お求めの販売店または製造元（ラベルに記載の電話番号）にお問い合わせください。
製造年 年
製造番号
設計標準使用期限 2021 年まで



廃棄窓口はスマホで検索



あなたのアパート 火災に気づかないかも



消防用設備は、いつなんどき火災が発生しても確実に機能を発揮する必要があり、日頃の維持管理が重要です。そのため、消防用設備を定期的に点検し、その結果を消防長に報告することが消防法によつて義務づけられています。「現在のアパートに住んで 1 年以上になるが、点検業者が訪ねてきた覚えがない。」という方は、迷わず不動産管理会社又は所有者にお問い合わせください。

Q&A

Q 1. 消防用設備ってなに？

- A. 身近にあるものとして、消火器、屋内消火栓、自動火災報知設備、避難器具、誘導灯、連結送水管などがあります。



Q 2. 点検や報告の時期は？

- A. 点検の内容に応じて、次のように定められています。
- ・機器点検：6か月ごと（外観や機器の機能を点検します。）
 - ・総合点検：1年ごと（機器を作動させ総合的な機能を確認します。）
 - ・報告期間：防火対象物の用途に応じて次のように定められています。

特定用途防火対象物：1年に1回

飲食店、物品販売店舗、宿泊施設などの不特定多数の方が利用する建物や病院、社会福祉施設などの自主避難することが難しい方が利用する建物

非特定用途防火対象物：3年に1回

共同住宅（アパート・マンション）、事務所、学校、工場などの特定の方が利用する建物

Q 3. 点検はどこに依頼したらいいの？

- A. 電話帳やインターネット等に掲載されている消防用設備や保守点検の会社情報を参考にしてください。

Q 4. 点検報告を行わなかった場合、罰則はあるの？

- A. 消防用設備の維持のため必要な措置をしなかった場合（点検結果の報告をせず、又は虚偽の報告をした者）は、30万円以下の罰金又は拘留に処されることがあります。（消防法第44条第11号）また、その法人も同様に処されることがあります。（消防法第45条第3号）

いいかげんな点検を行う業者を選定

しない

信頼できる点検業者を選定し、適正な点検をさせましょう。



粗雑な点検を

させない

点検は、法令で定められた点検基準と点検要領に従って行わなければなりません。点検時には、防火管理者等が必ず立ち会って、適正な点検が行われているかを確認するよう指導されています。※(平成11年消防予算第145号)



不適切な点検事業者を

ゆるさない

粗雑な点検を行う事業者と契約し、不適正な点検が行われた場合、罰せられるのは「防火対象物の関係者」です。



消火器の訪問点検にご注意を！

各地で不適切な点検や高額請求の被害が多発しています。
点検を承諾する前に必ず契約業者であるかを確認しましょう。

従業員の皆さんにも周知徹底を！

トラブル防止のポイント！

契約業者でない場合は…

- ハッキリと点検を拒否する。
- みだりに契約書にサイン等をしない。
- 身分証明書等の提示を求める。



～救える命を救うために～

「災害はいつ起こるか分からない」当消防本部は火災、救急、救助、その他、様々な災害に対応するため日々訓練を行っています。「人の命を守りたい、救える命を救うために」私たちはそのような強い思いで仕事に取り組んでいます。訓練の内容は実際の現場を想定したもので、火災訓練では火の中に取り残された要救助者を一秒でも早く救助し延焼拡大を阻止できるように、救急訓練では症例等を基に適切な観察及び処置を行い迅速な搬送ができるように、救助訓練では起こりえる事故を想定し安全確実に救助できるように訓練しています。

似たような現場はあっても同じ現場はなく、どのような現場でも迅速に動けるよう「準備九割」という言葉を念頭に置き職務に励み私たちはこれからも皆さんの期待に応えられるよう日々努めて参ります。